

環自野発第 1806142 号

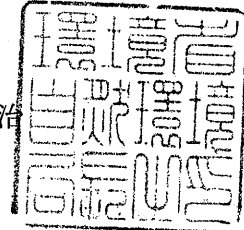
平成 30 年 6 月 14 日

日本学術会議

会長 山極 壽一 殿

環境省 自然環境局長

亀澤 玲 治



人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する審議について（依頼）

環境基本法に基づき策定された「第五次環境基本計画」（平成 30 年 4 月 17 日閣議決定）では、その冒頭で我が国の人口減少社会化、人口の地域的偏在の加速化、農林業の担い手の減少による生物多様性の低下等の問題点を指摘したうえで、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」の創造を目指すとしています。

また、生物多様性基本法に基づき策定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月 28 日閣議決定）でも、人口減少が予測されるなか「第 2 の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）」が継続・拡大しているとしたうえで、「人口減少等を踏まえた国土の保全管理」、「担い手と連携の確保」等を、「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題」としてあげています。

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣において急速な個体数増加や分布拡大がおきており、その被害は農林水産業にとどまらず生態系、生活環境など広い範囲に及んでいます。環境省と農林水産省は平成 25 年 12 月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定し、当該二種については当面の目標として、10 年後（平成 35 年度）までに個体数を半減させることを目指すこととしています。同対策では、「鳥獣保護法に基づく管理のための捕獲事業の制度化及び支援策の検討」、「鳥獣被害防止特措法に基づく有害捕獲の強化」等による「捕獲事業の強化」と合わせ、「捕獲事業を支える従事者の育成・確保」、「科学的かつ効率的な鳥獣捕獲を推進するための専門家の育成」等の必要性が強調されています。環境省では平成 26 年に改正し平成 27 年に施行した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に新たに設けた「指定管理鳥獣捕獲等事業」、「認定鳥獣捕獲等事業」等を活用して捕獲の強化に努めていますが、科学的な野生動物管理システムは確立されているとはいえ、その担い手となる人材も十分に育成・確保できていない状況です。

つきましては、鳥獣の個体群の適正レベルでの管理と地域循環共生圏の創造・維持のために、学術に関する各分野の有識者で構成されている貴会議において、下記の事項についてご検討いただきますようお願いいたします。

記

- 1 加速する高齢化・人口減少によりますます問題が深刻化する低利用地域において有効な科学的野生動物管理を行うにあたっての現状の法制度等における課題の洗い出しと、その解決のための方策の検討
- 2 低利用地域における環境・社会・経済の諸問題の複雑な関係性を踏まえた野生動物問題の位置づけの科学・学術面からの明確化と、課題解決方策としての科学的野生動物管理システムの具体的なイメージとシステム構築にあたって必要な要件の整理
- 3 密接な連携のもとに科学的野生動物管理システムの担い手となる主体について、現在から近未来にかけて最適と考えられるあり方の提案（特に、現場における科学的な判断・実践、データの収集・活用、研究を担う人材養成システムについての具体的提案）